

危険なブロック塀の除却(撤去)に補助金を交付します

地震時などに倒壊等するおそれのある、危険な市内のブロック塀等について、その所有者等が除却工事(撤去工事)を行う場合に補助金を交付します。

【対象】 避難地、避難路沿道に面したブロック塀等で指定の点検表の結果、危険と判断されたもの

避難地

地域防災計画に定める避難場所、避難所等

避難路

- ①建築基準法第42条の道路、第43条第2項の道路※
- ②地域防災計画に定める緊急輸送路
- ③通学路等

※建築の際のいわゆる接道義務を満たす道(本年度から追加されました)

対象路線かどうかお調べするのに時間を要します。ご自身のブロック塀等が当事業に該当するかどうか、事前に下記お問い合わせ先までご相談いただければスムーズに調査できます。その他の要件等についてはご相談ください。

【補助金額】 補助対象経費の3分の2以内(上限66,000円)

【申込方法】 申請書類(押印必要)および下記添付書類を市住宅課までご提出ください

- ①付近見取り図

- ②ブロック塀の位置、高さ、延長および道路の幅を記載した図面(手書可)

- ③撤去前のブロック塀の写真(全景および不適合箇所がわかるもの)

【申込期間】 11月30日まで(ただし、予定件数に達し次第終了します)

ただし、令和4年2月28日までに工事を完了のうえ、実績報告書を提出する必要があります。

市住宅課から訂正とお詫び

広報こまつしま4月号に掲載しました、小松島市木造住宅耐震化促進事業の②木造住宅耐震改修支援事業、③耐震シェルター設置支援事業、④住まいの耐震化スマート化支援事業、⑤住宅の住替え支援事業の完了実績報告書の提出日を令和4年2月25日(金)と掲載しましたが、令和4年2月28日(月)に訂正させていただきます。

ご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。

【申込・お問い合わせ先】 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120 / FAX32・7800

Mail: juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

65歳以上の運転免許証の自主返納者が対象

バス運賃・タクシー料金の割引



高齢者の交通事故減少や免許証返納後における交通手段の確保等を目的とし、運転免許証の自主返納者に対して、路線バスの運賃やタクシーの割引が受けられます。

【割引内容等】

65歳以上の方で都道府県公安委員会が発行する「運転経歴証明書」をお持ちの方は、バス降車時に「運転経歴証明書」を運転手に提示すれば、路線バスの乗車運賃が半額(路線バス運賃の支払いは現金と回数券に限り、定期券には適用されません)・タクシー料金は1割引となります。(割引対象のタクシー会社についてはお問い合わせください)

【路線バス対象路線】

徳島バス(小松島市協定路線含む)、徳島バス南部、徳島バス阿南、徳島バス南部牟岐営業所、徳島市営バス(徳島市交通局)、四国交通(株)、鳴門市地域バスが運行する路線全線(高速バス路線には適用されません)

【お問い合わせ先】 市市民生活課(市役所1階②番窓口)

☎32・2132 / FAX33・2234

Mail: shiminseikatsu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

※その他、「運転経歴証明書」の提示によって受けられるサービスをまとめたガイドブックを市市民生活課窓口に置いています。

※「運転免許証の返納」および「運転経歴証明書の交付」については徳島県運転免許センター(☎088・699・0110)または県内各警察署にお問い合わせください。